2026 年 11 月 4 日　全 4 頁

バーチャルオンリー型株主総会、英国でも法制化を検討

会社法上の位置付けと株主保護策が検討課題に

政策調査部　　主席研究員　　鈴木 裕

[要約]

- 英国政府は 2026 年 9 月、企業情報開示制度の見直しに関する政策提案文書を公表し、バーチャルオンリー型株主総会の法的位置付けの明確化を検討課題の一つに挙げた。株主の同意や、出席・質問などの株主権を確保するためのセーフガードも検討されている。

- 米国などではバーチャルオンリー型株主総会が広く利用されている一方、英国では従来型の会場での対面開催が主流で、2025 年にバーチャルオンリー型で開催された株主総会は約 1%にとどまった。英国会社法が招集通知に「総会の場所」の記載を求めていることなどから、バーチャルオンリー型総会を適法に開催できるかについて明確でない点が残っている。

- 英国政府は、バーチャルオンリー型株主総会を開催できることを会社法上明確にする方向で検討を進めている。制度改正に当たっては、開催にどのような株主同意を求めるか、質問・発言や取締役との対話の機会をどのように確保するかが重要な論点となる。

- 一方、英国の機関投資家協会“The Investment Association”をはじめとする機関投資家団体は、バーチャルオンリー型よりも対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型を選好している。法改正後のバーチャルオンリー型の普及には、機関投資家や議決権行使助言業者の評価も影響すると考えられる。

株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー
このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研と大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

株主総会の現代化

英国のビジネス・イノベーション・科学・通商省（Department for Business, Innovation, Science and Trade）は2026年9月、情報開示制度をはじめとする企業に対する諸規制を抜本的に見直すため、政策提案文書「長期的な経済成長を支えるための企業情報開示制度の現代化」（“Modernising Corporate Reporting to support long-term economic growth”）を公表し、11月30日まで意見を募集している[1]。この文書は、会社法（Companies Act 2006）を中心とする情報開示制度の簡素化・デジタル化などについて広く意見を募るものであるが、株主への文書送達の電子化やバーチャルオンリー型株主総会の法的位置付けの明確化も検討対象としている。制度改正の方向性について意見を求める段階であり、現時点で法改正の内容が確定したものではない。

さらに、2026年10月22日の英国下院への書面回答[2]で、政府はバーチャルオンリー型株主総会に関する法律を明確化する方針を改めて示した。その際、株主の総会への出席に関する権利や、取締役を問い質す機会を保護するためのセーフガードを検討していると説明した。また、バーチャルオンリー型による開催は株主の同意がある場合に限るとし、株主が会場で対面する従来型又はハイブリッド型を望む場合には、そうした開催形式を選択できる余地を維持する考えも示している。

バーチャル株主総会とは、インターネット等を通じて株主がオンラインで株主総会に出席し、議事に参加できる仕組みをいう。バーチャル株主総会のうち、従来型の会場を設けずオンラインのみで開催する方式をバーチャルオンリー型、会場を設けるとともに、オンラインからも出席できる方式をハイブリッド型という。株主総会の映像をインターネットで配信するだけのストリーミング（ライブ配信）とは異なり、バーチャル株主総会では、オンラインで出席する株主にも、質問、発言および議決権行使など、総会に双方向で参加するための手段が確保される。英国では、従来型の会場を設ける対面型の株主総会が主流で、バーチャルオンリー型は極めて少なかった。現在進められている検討は従来型の会場での対面開催を前提としてきた法制度を見直し、株主総会の制度・運営を現代的にする（Modernising）ことを目指している。

バーチャル化で遅れた英国

米国では、デラウェア州が2000年の会社法改正によって、従来型の会場を設けず、電話回線などを通じて株主総会を開催することを可能にした。コロナ禍の中で、他の多くの州でも株主総会のバーチャル化を認めるようになり、東京証券取引所の資料中で引用されているBroadridgeの調査[3]では、ほとんどすべての州がバーチャルオンリー型を許容するようになっ

[1] GOV.UK “Open consultation Modernising corporate reporting”（2026年9月7日）
[2] UK Parliament “Corporate Governance: Meetings”（2026年10月22日回答）
[3] 東京証券取引所 少額投資の在り方に関する勉強会「少額投資の在り方に関する勉強会（第三回）」（2024年12月19日） p.21

ている。

Computershareの報告[4]によれば、同社が取り扱った米国での株主総会に占めるバーチャルオンリー型の割合は、2020年の37%から2021年には39%となった後、2022年38%、2023年28%、2024年から2026年は27%であった（p.6）。2026年に同社が取り扱った1,062件のうち、対面型が71%、バーチャルオンリー型が27%、ハイブリッド型が2%であった（p.7）。

欧州では、株主総会の開催形式について国ごとの差が大きい。Computershareが取り扱った株主総会に関する調査[5]では、2026年のバーチャルオンリー型の割合はイタリア79.9%、ドイツ30.8%と比較的高かった。一方、英国では、同社が集計した株主総会の91.3%が対面型であった。また、ISSによれば、2025年の英国の株主総会のうち、バーチャルオンリー型で開催されたものは約1%にとどまった[6]。

今後の見通し

英国でバーチャルオンリー型株主総会が普及してこなかった背景の一つとして、現行会社法であるCompanies Act 2006第311条第1項が株主総会の招集通知に「総会の場所」（“the place of the meeting”）を記載すべきと規定していることが指摘されている[7]。従来型の会場を設けないバーチャルオンリー型株主総会が、この規定との関係で有効に開催できるかが必ずしも明確ではなかった。

このため英国政府は、バーチャルオンリー型株主総会の法的位置付けを明確化する方向で制度改正を検討している。単にバーチャルな場所を株主総会の会場として会社法上認めるだけでなく、バーチャルオンリー型による開催についてどのような株主同意を求めるのか、また、株主の出席、質問、取締役との対話といった権利をどのように確保するのかが検討されることとなろう。

今後は、機関投資家団体や議決権行使助言業者の評価が、制度設計や、法改正後のバーチャルオンリー型株主総会の普及に影響する可能性がある。英国の機関投資家協会“The Investment Association”は、バーチャルオンリー型よりも、対面参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド型を支持している。2026年10月に公表された新たな指針（Guidance）[8]でも、対面参加とオンライン参加を組み合わせるハイブリッド型が好ましいとしている。バーチャル要素を利用する場合には、リアルタイムでの質問・発言、各取締役の様子の視認性、質

[4] Computershare “2026 US Annual Meetings Report” pp.6-7（2026年11月2日閲覧）
[5] 脚注4資料p.11
[6] ISS STOXX “Will the 2026 Proxy Season See More UK-Listed Companies Adopt Virtual Meetings?”（2026年1月29日）
[7] Farrer & Co “Virtual company meetings: updated guidance and planned reforms” （2026年2月25日）
[8] The Investment Association “INVESTORS BACK HYBRID AGMS, CONTINGENT ON SAFEGUARDS FOR THE VIRTUAL MEETING ELEMENT” （2026年10月6日）

問処理の透明性等を求め、3年ごとの株主による再承認も求めている。

国際的な機関投資家団体といわれることのある International Corporate Governance Network（国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク、ICGN）や Asian Corporate Governance Association（アジア・コーポレート・ガバナンス・アソシエーション、ACGA）も株主にとって好ましいのはハイブリッド型であるとする一方で、バーチャルオンリー型には否定的だ[9]。英国で法改正実現後に、議決権行使助言業者の ISS（ISS STOXX Governance）とグラス・ルイスがバーチャルオンリー型株主総会の可否についてどのような方針を示すかによって、普及度合いに重要な影響を与えるかもしれない。

[9] ICGN “ICGN Investor Viewpoint: Shareholder Meetings and Investor Dialogue - The New Normal”（2020年9月1日）、ACGA “Webinar on “Impact of COVID-19 on Annual General Meetings in Asia-Pacific, with specific reference to ASEAN”（2020年7月28日）